

薬剤師・登録販売者の皆さん

令和7年薬機法改正により指定濫用防止医薬品の規制が強化されています！

指定濫用防止医薬品

「要確認」の表示が目印

以下に掲げるもの、その水和物及びそれら塩類を有効成分として含有する製剤

- | | |
|------------|-------------------|
| ・エフェドリン | ・プロソイドエフェドリン |
| ・コデイン | ・メチルエフェドリン |
| ・ジヒドロコデイン | ・デキストロメトルファン (追加) |
| ・プロモバレリル尿素 | ・ジフェンヒドラミン (追加) |

★根拠となる告示を記載



指定濫用防止医薬品の販売時の確認事項

年齢及び氏名 (氏名は、年齢が18歳未満の場合)

他の薬局、店舗等での濫用等のおそれのある医薬品の 購入状況

適正使用のために必要な数量を超えて購入しようと
する場合は、その 理由



※医薬品医療機器等法第36条の11第2項、同法施行規則第159条の18の5



指定濫用防止医薬品の販売方法 (追加)

	表示	18歳未満	18歳以上
大容量の製品	<input checked="" type="checkbox"/> 確認	販売禁止	対面orオンライン
小容量の製品	要確認	対面orオンライン	対面、オンラインor 通常のインターネット販売等

※医薬品医療機器等法第36条の11第3項

小容量とは… **5日分**(風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分)以下



その他の追加事項

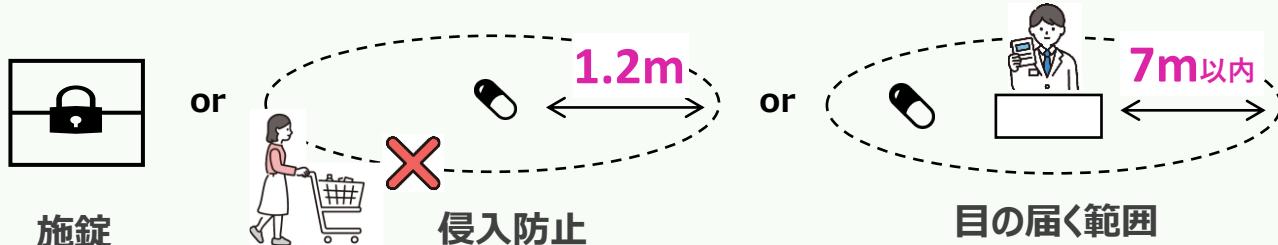
指定濫用防止医薬品の書面記載事項

要指導医薬品等でそれぞれ定められている情報提供を行う事項に加え

濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨

※医薬品医療機器等法第36条の11第1項、同法施行規則第159条の18の3

指定濫用防止医薬品の陳列方法 (第2類医薬品、第3類医薬品に限る)



※医薬品医療機器等法第57条の2第4項、同法施行規則第218条の5、薬局等構造設備規則第1条第13号、第2条第12号

指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成

頻回購入への対応 を含む、指定濫用防止医薬品の販売や陳列の手順



※医薬品医療機器等法施行規則第159条の18の7

✨ さまざまな悩みに応じた相談窓口があります ✨



©2014 大阪府もずやん

▶ 大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100220/kokoronokenko/soudankikan/jisatsu_soudan.html

お困りの方に気づいたら
相談窓口をご紹介ください



大阪府 悩みの相談窓口一覧



こころの悩み

▶ 大阪こころナビ ホームページ

<http://kokoro-osaka.jp/jisatsuboushir4/heartsupportj01.html>



担当：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

やめたくてもやめられない

▶ おおさか依存症ポータルサイト

<http://www.oatis.jp/>



担当：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

子ども向け相談先

▶ 大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/koseishonen/osaka_sns/soudan.html



医薬品を販売する皆様の対策が
濫用の防止につながります！

薬務課のホームページも
参考にご確認ください！

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/odshikakumuke.html>

